

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

ストレスチェックで職場改善

討議から問題解決策を立案

NTTデータ

## 特集Ⅱ

第三者災害防止に注力

全国建設業労働災害防止大会

## ニュース

「教育受けてない」が約2割

厚労省調査 製造業の有害業務で

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2244

2015

10/15

## ■ 災害のあらまし ■

A社に雇用されていたXが、自己に生じた頸椎症性脊髓症および腰痛症が、A社での加重的業務に起因するものであるとして、労基署長に対し、労働者災害補償保険法による療養補償給付の支給を請求した。

## ■ 判断 ■

頸椎症性脊髓症については、上肢などに過度の負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手および指に発生する運動器の障害である上肢障害として、業務起因性が肯定された。腰痛についても、日々の業務による腰部への負荷が徐々に作用して発症した腰痛を筋肉などの疲労が原因となって発症した業務上の腰痛であるとして業務起因性を認めた。

## ■ 解説 ■

A社は、主たる事業として、鋼材の鍛造（たんぞう）製品を製作する株式会社。鍛造とは、金属を加熱して、そこにハンマーなどで力を加えて形を変える（成型）とともに金属組織を強くすることである。その作業に用いる道具として、1m前後の長さの鉄の棒の先に、その一部がアーチ型にえぐられた形状をしている細長い直方体様の鉄の塊を付けたタップという工具が使用される。Xは鍛造の際に、アーチ型にえぐられた部分を鋼材に当て、その上からハンマーで叩くことにより、鋼材の外径を丸く成形するタップ作業に主に従事していた

A社でXが行うタップ作業は、鍛造する製品の個数としては、おおむね1日当たり10個ないし30個程度と日によってばらつきがあった。1個の鋼材について鍛造を行う回数はおおむね5回程度であるが、ヘラ

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21  
社会保険労務士 永井事務所  
東京会

所長 永井 康幸

第205回

やタップという比較的重量のある道具を用いるものであることが多かった。

Xは、勤務を始めてから3年ほどして、頸部や腰部の痛みを訴え、病院を受診し、右肘関節痛、背部痛、腰痛症などと診断された。約2年後には後頭部痛、腰痛症とそれぞれ診断された。Xの身長は約1m80cmであり、体重は95kgであった。

上肢障害に基づく疾病および業務上腰痛については、いずれも業務上外の認定基準が行政から発出されている。業務起因性を判断するに当たっては、労働者の従事した本件作業の業務内容、業務量、業務従事期間、作業環境、傷病の発症および症状の推移などの諸事情を総合して検討し、傷病の発症が、医学的知見にも照らし業務に起因して生じたものと認定できるか否かという観点により結論を導くことになる。

Xが主に担当していた作業は9kgないし20kg程度のタップを自力で持ち上げて支持したうえで行うものであった。この作業は、道具の柄を持つ作業者に道具自体の重量による負荷がかかる上に、道具の先端側を持ち上げることによる負荷がかかる。しかも、高温で熱せられた鋼材を扱う関係上、作業者は道具の柄の端側寄りの部分を把持せざるを得ないことから、作業には、実際の重量よりも重い負荷がかかる。また、Xは作業でおおむね肩から胸の高さで両上肢を用いて重い道具を保持していたもので、この位置が高ければ高いほど、上肢にかかる負担が加重といえるし、時には肩よりも高いところに上肢を上げる場合もあるなど、姿勢の面でも上肢に負担がかかる作業であった。さらに、ハンマーによる打撃時にも、2tもあるハンマーの落下による衝撃ないし粗大な振動が上肢に顕著に伝わるものであった。その衝撃によりタップの位置が



ずれば、重量のあるタップを即座に動かして適切な位置に戻す必要があるなど、上肢に相当な負荷がかかるものであった。

また、Xは約5年間、加熱した金属をハンマーやプレス機で叩いて圧力を加えることで、目的の形状に成型する作業に従事し、20kg程度までの重量の道具を使用していたことで、上肢の力だけではなく、腰部を含む全身の力で道具を持ち上げなければならず、腰部に対する関係では、少なくとも道具を持ち上げる重量分の負荷がかかるといえる。また、Xは中腰に近い前傾姿勢という不自然な体勢で作業を行っていた。

つまり、Xは、おおむね20kg以上の重量物および軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務を行っていたといえる。また、Xは、把持しているタップの上にハンマーを落下させて、腰部を含む体全体に強い衝撃、すなわち粗大な振動を受けることを繰り返したのであるから、腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務といえる。したがって、本件腰痛についても業務起因性を認めることができる。

以上により、Xの上肢障害、腰痛という傷病は、業務に起因して負ったものと認められ、療養補償給付の支給が肯定された。